

DV（ドメスティック・バイオレンス）対策の強化について

京都市DV相談支援センター（以下「DVセンター」という。）をDV対策の中核施設として、関係機関と連携を図りながら、引き続き、相談・支援、啓発等の取組を総合的に推進していくとともに、令和4年度については、以下の事業に重点的に取り組む。

- ◇ 第5次京都市男女共同参画計画の目標数値である「DVセンターの相談支援終了時における課題解決[※]の割合」70%の達成に向け、相談から自立支援まで切れ目のない伴走型支援を継続し、蓄積した経験と専門知識の強みを活かした取組を強力に進めていく。
※ 証明書発行等の制度利用や離婚等の関係整理、保護避難、生活安定など
- ◇ DV対応と児童虐待対応について、DVセンターと子育て支援担当部署との連携を一層強化する。
- ◇ DVセンター、児童相談所、保健福祉センター、母子生活支援施設、民間シェルター等との連携を強化し、切れ目のない一体的な支援体制（インクルーシブ・ケアシステム）の構築を行う。

主な事業

1 DVセンターにおける被害者支援と周知

(1) 被害者に寄り添った支援

被害者にしっかりと寄り添いながら被害者の意向に沿った支援を実施するとともに、件数の増加や内容の複雑化にも対応できる体制を確保していく。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国が実施する給付金やワクチン接種などの対象となる被害者にDVセンターから個別連絡し、円滑な手続のための支援を行う。

< 相談延べ件数 >

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1,494 [※]	4,176	5,132	4,840	5,424	4,732	5,770	5,788	5,962	6,195	5,455 [※]

※平成23年度は10月3日（開所日）から平成24年3月31日までの件数

※令和3年度は2月末現在の件数

(2) DVセンターの周知

特別定額給付金や非課税世帯等に対する臨時特別給付金、ワクチン接種券の発行手続きなどをきっかけに、顕在化した多くの被害者がDVセンターとつながることができた。今回、顕在化した被害者からはDVセンターの存在をもっと早く知りたかったとの声が多くあったことから、市民しんぶんや地下鉄広告、SNS等において広くあらゆる世代への広報に努める。

2 DV対応と児童虐待対応の一層の連携強化

(1) 各区役所・支所子どもはぐくみ室との連携

相互に重複して発生するDVと児童虐待との関係性に留意し、DV被害者と子どもの安全確保を最優先に適切に対応するため、児童相談所への通告や連携に加え、地域の社会資源を多く持つ各区・支所子どもはぐくみ室との連携を強化し、新たな情報共有の仕組みを構築する。

(2) 京都府などの関係機関との連携協力の推進

市内在住のDV被害者は、京都府家庭支援総合センターや警察で相談する場合もあるため、DVセンターと児童相談所及び各区・支所子どもはぐくみ室との連携に留まることなく、市府が合同で設置する「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」などで児童虐待の視点も加え、事案に即した具体的な支援策の協議を通して情報を共有し、連携強化に努める。

(3) 研修会の充実

家庭内で重なり合う暴力に幅広い部署が適切に対応するには、研究や事例検討を通じた関係機関各々の業務内容の深い理解が必要であるため、研修会の充実を図る。

(4) 一体的な啓発・広報

「女性に対する暴力をなくす運動」は「児童虐待防止推進月間」と同時期であり、また、全市一体となった取組が求められていることから、ダブルリボンを活用し、DV対策と児童虐待対策の一体的な啓発・広報を行う。

3 インクルーシブ・ケアシステムの構築

(1) インクルーシブ・ケアシステムとは

第5次京都市男女共同参画計画に推進施策のひとつとして位置付けている。相談支援の過程において、配置した専門スタッフが被害者及び同伴児（者）にとって必要な支援や資源を見極め、関係機関との適切な連携調整を行うことや、自立支援の過程においては、食材提供、学習サポートや地域住民参加型の交流会などを行うもの。

(2) インクルーシブ・ケアシステムの活用の効果

様々な機会を通して、被害者及び同伴児（者）が、地域の人に頼り、頼られながら、自立した生活を送れるよう、地域とのつながりを作るとともに、アクティブリスニング等を活用したコーチング型のコミュニケーションを行うことで、問題が深刻になる前に、参加者やスタッフに気軽に悩みを打ち明け、相談できる関係性を築くことができる。

被害者及び同伴児（者）が新しい場所での地域生活に馴染めず、孤立して、加害者との生活に戻ったりすることにより、生命が危険にさらされるケースを発生させないため、被害者らを一体的に見守る体制と地域に根付いた自立生活までの支援が重要かつ不可欠である。それを実現できるのが、インクルーシブ・ケアシステムである。

(3) 取組事例

- ア 民間シェルター入所中の子の保育や学生ボランティアによる学習サポート
- イ 買い物、裁判所、警察などの同行支援
- ウ 高齢者施設に食材を持参し、ボランティアにおいて調理したものを副食として提供
- エ 令和3年度から新たに開始したステップハウス事業における自立支援

4 その他の取組

- (1) ウィングス京都における相談事業（男性のためのDV相談、女性への暴力相談）
- (2) デートDV予防事業やDV予防講座の実施
- (3) DV被害者支援シンポジウムなどのDV根絶のための市民啓発
- (4) 被害者の保護及び自立支援の充実

- ア 京都市民間緊急一時保護施設補助金
- イ 京都市配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業費補助金
- ウ 市営住宅優先入居
- エ 「居場所づくり」事業
- オ 保護命令に係る情報提供